

厚真町職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

1 処分に至った事実の概要

被処分者は、町税を滞納していた木材製造会社の滞納処分事務において、平成24年に行った差押え品の公売の際、物件購入者である事業者に対し、誤って公売対象外の機械2台を引き渡しました。

令和4年3月に、当該木材製造会社から、国家賠償法に基づき、町と物件購入事業者に対し、害賠償請求事件として提訴され、令和7年1月に確定した判決において、被処分者が職務上の注意義務に違反したものとして、違法性及び過失が認められるとし、町に対し、遅延損害金を合わせた損害賠償金725万円の支払いが命じられたものです。

不適切な事務処理により町に損失を与えたことから、地方公務員法第29条第1項第3号により処分を行うものです。

2 処分を実施した日

令和7年5月30日

3 被処分者

建設課 主幹 男性 53歳

4 処分の内容

減給10% 3月